

平成 20 年 4 月 9 日

各 位

東京都千代田区二番町7番地5
株式会社インフォメーション・ディベロップメント
代表取締役社長 船越真樹
(JASDAQコード番号: 4709)
問合せ先 社長室長 山内 佳代
TEL (03) 3262-5177

「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

平成 20 年 4 月 9 日開催の取締役会において、金融商品取引法が求める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、および反社会的勢力排除に向けた取り組みを明確にするため、下記のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を一部改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

(変更箇所は下線で示しております。)

記

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ② 財務報告に係る信頼性を確保するために必要な内部統制システムを整備し、維持・向上を図る。
- ③ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応し排除する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、社内規程およびそれに関する関連マニュアル等に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の点検、各規程等の見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質および情報セキュリティ等にかかるリスクについては、各々の所管部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社的リスク状況の監視および対応はリスク管理委員会が行う。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の迅速かつ適正な意思決定のために、CSR 経営会議や本部長会等を設置し重要案件につき事前審議等を行う。業務執行に関する職務分掌・権限・手続き等を明確化し、執行役員制度を導入し効率的な業務執行を図る。
- ② 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定および見直しされる年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
- ③ 業務執行のマネジメントは、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等の業務の適正を確保するための体制を担当する部署を社長室とし、子会社等の業務と密接に関連する事業本部等と連携し、子会社等における業務の適正を確保するための体制の構築および実効性を高めるための諸施策を立案および実施、必要な子会社等への指導・支援等を実施する。
- ② 経営監査室は子会社の業務活動の適法性、効率性について監査する。
- ③ 法令上疑義のある行為等について、子会社の従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ① 監査役の求めがある場合、監査役の職務を補助すべき部署として、既存部署による兼務または専担部署の設置の方法により、兼任もしくは専任の使用人1名以上を配置する。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当役員その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ② (7) ①の使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役会の同意を必要とする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役との協議により決定する。
- ② 監査役は、取締役会、CSR 経営会議、その他重要な会議に出席する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査のための環境を整備する。
- ② 監査役会は、代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換を実施し、適切な意志疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

以上